

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、①横浜市防災計画では奨励されていない、地区連合町内会（以下「連合」という。）の防災訓練を行うたびに、根拠もなく違法に奨励金が支出されているので、連合に対し不当利得を返還させる措置、②連合が地域防災拠点に交付された地域防災活動奨励助成金の一部を違法に徴収し、地域防災拠点の防災訓練をないがしろにする、奨励されていない連合の防災訓練を行なっており、損害賠償請求を求める措置、③地域防災拠点の避難区域を変更したことは、横浜市防災計画で規定された考慮すべき変更要件に違反しており違法であり、これに伴う防災マップの変更も違法であるので、その費用を区長に対し損害賠償請求する措置を求めています。

しかしながら、いずれについても、請求人は意見を述べているにすぎず、①根拠もなく違法に奨励金が支出されているとする事実証明書、②地域防災活動奨励助成金の一部を違法に徴収しているとする事実証明書、③避難区域を違法に変更しているとする事実証明書が、それぞれ添付されているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。